

令和6年度第1回三重労働局公共調達監視委員会議事概要

【整理番号】 審議内容		審議結果
監視委員からの主な質問事項	会計担当者回答	指摘事項・コメント
【整理番号1】 鈴鹿公共職業安定所アスベスト撤去工事契約		適正
当案件は鈴鹿所の機械室の工事であるが、三重県内の公共職業安定所の機械室を順次工事を進めているのか。	三重労働局管下の施設について、計画的に行っているわけではないが、老朽化が著しい場合や、中部地方整備局が毎年行う建物点検で指摘された場合に工事を行っている。	
アスベスト撤去工事とのことであるが、他にアスベストが使用されている施設は想定しているのか。	築年数によりアスベスト使用の有無の予測は可能である。 鈴鹿所に関しては令和4年度にアスベスト使用の有無に係る事前調査を行い、使用が確認されたため、令和5年度に撤去工事を実施した。	
当案件の対象施設は鈴鹿所であったが、今年度他に工事を行った施設はあるのか。	平成31年度の鈴鹿所の機器を大規模に更新する工事を行って以降、軽微な修繕等は行っていた。 今年度尾鷲所の空調機器を全面的に更新する大規模な工事を行っている。	
古い建物にはアスベストが使用されている可能性が高いという認識でよいか。	その通り。	アスベスト撤去には期限があったと思われる。 期限内に撤去を完了するよう監視監督して進めていってほしい。
予定価格を決定する際に徴した参考見積書は業者に日付を抜いて作ってもらったのか。 2者とも労働局担当者が日付を入れているように見えるが。	一般的には提出時に日付が抜けていた場合、担当者が受け取った日を記載するという処理はしている。 業者に対し日付を抜くよう特に指定はしておらず、正式な見積書ではないから等の理由で業者側が判断し日付を抜いて提出してきたものと思われる。	
当案件は整理番号2の工事とは関連する工事と思われ、両工事を合わせると一般競争に付す基準である予定価格が250万円を超える。 両工事を分割した理由如何。	アスベスト撤去は取扱作業主任者の資格が必要な特殊作業となる。 整理番号2の工事は一般的な作業となるため、両作業に一連性はなく工事の目的も異なると判断し、別個に調達を行った。	工事の性格を考えると別個に調達を行うことでより幅広い業者の参加が可能となるため、正しい判断と考えられる。 ただし、一般競争から省く趣旨を

令和6年度第1回三重労働局公共調達監視委員会議事概要

【整理番号】 審議内容		審議結果
監視委員からの主な質問事項	会計担当者回答	指摘事項・コメント
		もって意図的に分割することは問題であるため、留意されたい。
【整理番号2】 鈴鹿公共職業安定所2階機械室空調機器撤去工事契約		適正
		見積書の番号が整理番号1と2と一緒であり、業者が両工事を一連のものとして捉えているように見える。 正当な理由をもって別個に調達するのであれば、別々のものであること業者にも説明する等、不当に分割したと受け取られないよう対応されたい。
【整理番号3】 津第二地方合同庁舎污水配管やり替え工事		適正
緊急性があるとして対応はしていないのか。	日常的に使用する機器の故障等であれば即座に業務に影響を及ぼすため、そのような場合は緊急性があるとして随意契約にて対応することがある。 当案件の場合はそこまでの緊急性はなく多少時間がかかっても大丈夫と判断し、通常の少額随契で対応した。	
		污水桝に至る配管だけではなく、污水桝下部排水口も木の根が詰まりやすいと聞くので併せて清掃等を行うと良かったのではないかと。
定期点検は行っているのか。	浄化槽等法定点検のほか、庁舎の保守業者に各所を定期的に点検してもらっている。	今後も逆流等が起こらないよう定期的な点検が必要である。

令和6年度第1回三重労働局公共調達監視委員会議事概要

【整理番号】 審議内容		審議結果
監視委員からの主な質問事項	会計担当者回答	指摘事項・コメント
		<p>見積業者のうち1者の見積書について、参考見積も本見積もいずれも日付を抜いて提出されているように見える。</p> <p>少なくとも本見積書については日付を入ったものを提出させるべき。</p> <p>また、後で提出されたはずの本見積書の番号が参考見積書の番号より若く、違和感がある。</p>
【整理番号4】 令和5年度年度後半における集中的な就職面接事業委託契約		適正
契約業者は前年度と同じであるのか。	<p>令和3, 4年度の契約業者は別の業者であった。</p> <p>当該業者は令和6年度の契約業者でもある。</p> <p>当該業者は令和5年度も応札したが、落札には至らなかった。</p>	
令和4年度の契約金額は。	<p>5,346,379円であった。</p> <p>令和5年度の金額が低下した理由として、本省から示された予算額が令和4年度は530万円強あったのに対し、令和5年度は460万円強と前年比1割以上減と厳しい状況の中で予定価格の算定、契約の締結を行うこととなったのが調達が難航した一つの要因と思われる。</p>	
前年から仕様の変更はなかったのか。	<p>仕様は特に変更していなかったが、1回目の入札が不調、2回目の入札が不落となった。</p> <p>その理由として、当初の入札説明書の中で入札参加資格に「情報セキュリティマネジメントシステム」(ISO27001)、「プライバシーマークの付与」(ISO15000台)を要件に加えていたが、入札の結果1者も応札がなかった。</p>	仕様を変更したことで4者応札があったのであれば、最初からこの形で入札ができていればよかった。

令和6年度第1回三重労働局公共調達監視委員会議事概要

【整理番号】 審議内容		審議結果
監視委員からの主な質問事項	会計担当者回答	指摘事項・コメント
	<p>そのため本省協議の上、「プライバシーマーク又はそれと同等の個人情報保護に関する第三者機関による認定を取得していること又はそれに準拠した個人情報保護方針を定め公表していること」と要件を緩和したところ、2回目の入札では1者応札があったものの、金額面で落札に至らなかった。</p> <p>3回目の入札では仕様を変更し、実施回数を2回から1回、参加企業数を30から40とし、それに伴いリーフレットやポスターの作成費用も削減を見込み、予定価格にも反映させた。</p>	
令和5年度の契約業者は令和6年度は入札に参加しなかったのか。	参加はしたが、落札には至らなかった。	
2回目の入札で応札業者がわずかな金額の差で3回入札をしているが、敢えて3回入札をした理由如何。	1回目の開札で落札とならなかった場合のことを想定し、2回目・3回目の入札書もあらかじめ提出することが可能となっており、業者から3回分の入札書が提出されたものと思われる。	
落札金額が想定よりかなり低い金額となったが、実施内容には問題はなかったのか。	令和6年4月に原課担当者と会計職員とで監査を行い、関係資料を精査した結果、適正と判断している。	
当案件では再委託をしているが、他の業者が契約相手方となった場合でも再委託はしているのか。	過去の再委託状況について確認はしていないが、慣れた業者であれば自社で設営等を行う前提で金額を見積もってくると思われる。	
	当案件の契約業者はあまり慣れおらず、設営等に長けた業者に再委託することとなったのではないかと考えられる。	
【整理番号5】 令和5年度三重労働局管内15施設における産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約		適正
近年、令和3年を除き、すべて当案件の契約業者と契約している。	<p>令和3年度の契約業者は非常に低い価格で落札しているが、契約業務はしっかりと最後まで完了されたとのこと。</p> <p>一般的には当時応札した他のエコ関連業者の価格が近いことから、そのあたりの金額が適正価格であったのではないかとと思われる。</p>	

令和6年度第1回三重労働局公共調達監視委員会議事概要

【整理番号】 審議内容		審議結果
監視委員からの主な質問事項	会計担当者回答	指摘事項・コメント
令和3年度の契約業者は令和5年度は入札に参加しなかったのか	声掛けをしたという記録は残っていないが、もしかすると連絡したものの、廃棄物の量が多すぎる等の理由で断られた可能性はある。	
当案件の契約業者は専門性が高いとは言え、1者に固定化してしまうのは良くない。	競争性を阻害するという意味で1者応札は相応しくないと考えている。今年度も同様の調達を予定しており、廃棄物の量的におそらく随意契約になると予想されるが、当該業者のように県外では収集運搬にもコストがかかるため、なるべく三重県内で中間処分まで行えるように、三重県のホームページを活用する等、業者を探しているところである。	
【整理番号6】 令和5年度三重労働局職業安定部助成金センター分室オフィス家具等レンタル契約		適正
契約期間は令和5年12月31日までのか。	当案件の契約期間は令和5年12月31日までである。令和6年1月から3月までの3か月間は別途契約を交わしている。	
リース契約の場合、予定価格80万円を超える場合、本来は随意契約では対応できないという認識で間違いないか。	間違いない。 当案件の場合、半年毎に契約をしている都合上、その都度業者が変わる度に搬出・搬入費用がかかることとなり、中長期的に見たときに逆にコストが高むこととなるため、会計法第29条の3第4項が適用される競争を許さない案件として随意契約により対応した。	
予定価格の積算で、補正として1.2倍をしているのはどういった意味があるのか。	本来であれば2割増とした根拠も記載して然るべきだと思われるが、その記載がないため、必要に応じ確認をすることとしたい。 今年度以降の調達にあっては、同様に補正を行う場合はその根拠も記載をする。	物価高等あれば多少上がることは理解できるが、それであっても根拠は必要と思われる。
【整理番号7】 三重労働局不正受給調査室（旧雇用調整助成金の特例措置に伴う体制強化のための事務室）事務室賃貸借契約		適正
結局いつまで賃借を行う予定なのか。	令和6年度も令和7年3月31日までの賃貸借契約を締結しているが、今後の不正受給に係る方針次第で来年度以降も契約するか否かが変わるものと思われる。	

令和6年度第1回三重労働局公共調達監視委員会議事概要

【整理番号】 審議内容		審議結果
監視委員からの主な質問事項	会計担当者回答	指摘事項・コメント
<p>ある程度築年数の経過した賃貸物件では空調が効かない等のトラブルがあり、入居後にそれが発覚するようなことがあると聞か、その点はどのように対応しているのか。</p>	<p>契約前に空調設備にも問題がないかも含めて確認をしているので、入居後にそのようなトラブルが起こらないようにしている。</p> <p>実際、入居後のそのような話は聞いていない。</p> <p>また、除湿器等を希望する声が上がった際には、その必要性を精査し予算の範囲内で購入やレンタルを行うこととなる。</p> <p>必要に応じWBGT値を計測する機器を活用する等、事務室内の環境を管理している。</p>	
【整理番号8】「労働関係法のポイント 2024年度版」購入契約		適正
【整理番号9】三重労働局職業安定部職業安定化におけるノートパソコン・デジタルカメラ購入契約		適正
<p>見積書に日付が入っておらず、決定版の見積書には労働局で日付を入れているように見受けられる。</p> <p>本来なら先方に入れてもらうのが望ましい。</p>	<p>参考見積の依頼をした際の対応は業者により異なり、日付を抜いてくる業者もある。</p> <p>標題を参考見積としてもらえればわかりやすいが、そういう訳にもいかないので当方で表記している。</p>	
<p>パソコン、カメラの調達とのことで、どこでも売っている物と思われるが、2者が見積辞退しているのはどういった理由があったのか。</p>	<p>当案件におけるパソコンはいわゆるゲーミングPCという特殊なものであり、基準品はmouse社の商品で完全受注生産方式を取っている。</p> <p>本省から職業安定部に対しSNSを活用した情報発信を行うよう方針が示されており、当局においてもYouTubeのチャンネル登録をしハローワークの紹介動画等の投稿を進めている。</p> <p>動画編集を行う上で通常のパソコンでは動作が遅く作業に支障を来すことから、このような作業に適したゲーミングPCを調達をすることとなった。</p> <p>1者は3月末までの納品が難しく辞退、もう1者は仕様を満たす物品を用意することができず辞退となり、結果的に契約業者となった1者のみの見積もりとなった。</p>	

令和6年度第1回三重労働局公共調達監視委員会議事概要

【整理番号】 審議内容		審議結果
監視委員からの主な質問事項	会計担当者回答	指摘事項・コメント
【整理番号10】 三重労働局労働基準部におけるデジタルフォレンジック機器類等購入契約		適正
当案件の契約業者が本省通達に記載の開発販売会社とのことであるが、実際にこの会社が本省から推薦されているということか。	令和6年1月に本省から文書が来て、デジタルフォレンジック機器については当該業者のものが参考品として示されていたと記憶している。 他局から借りる等も考えられたが、緊急を要する場合の対応等を鑑み、所有をするのが良いという判断になった。	
購入した機器の性能はどの程度のものか。	現時点ではインターネット等でも価格や性能の比較ができない。 同様の機器はこれから競争が激しくなっていくのかもしれないが、現状では限られた業者のみが技術や流通経路を持っているのではないかと推測している。	

本日の審議案件10件すべてにおいて、適正であると判断いたします。

1h40m00s